

利用したいときは誰に相談すればいいの？

介護認定を受けていますか

はい

まずは担当の
・介護支援専門員（ケアマネジャー）
・または地域包括支援センター職員
に相談しましょう

いいえ

まずは
・かかりつけ医
・または主治医のいる病院の相談員
に相談しましょう

※上記でうまくいかないときは県中保健福祉事務所にご相談ください

管内の訪問看護ステーション

	名 称	住 所	電話番号
須賀川市	さんあい訪問看護ステーション	須賀川市森宿字狐石 129-7	0248-75-2253
	南東北春日訪問看護ステーション	須賀川市南上町 123-1	0248-63-7278
	南東北訪問看護ステーション たんぽぽ	須賀川市大袋町 206-2	0248-73-3260
	公立岩瀬病院訪問看護ステーション	須賀川市長祿町 1	0248-75-5026
田村市	訪問看護ステーション さくら	田村市船引町船引字馬場 43-1	0247-81-2552
	南東北訪問看護ステーション 船引	田村市船引町船引字城ノ内 17	0247-81-1882
田村郡	星訪問看護ステーションサテライト三春 (旧 三春訪問看護ステーション)	三春町六升蒔 50	0247-73-8270
	しゃくなげ三春訪問看護ステーション	三春町南町 1	0247-62-0061
	訪問看護ステーションこまちの里	小野町小野新町字槻木内 6-2	0247-72-3313
石川郡	愛恵訪問看護ステーション	石川町古館 337	0247-26-8560
	誠励会訪問看護ステーションひらた	平田村上蓬田字清水内 4	0247-25-1355

※平成 30 年 2 月に掲載の許可をいただいた訪問看護ステーションを掲載しています。

発行元・問い合わせ先

県中保健福祉事務所 健康増進課

〒962-0834 須賀川市旭町153-1

電話：0248-75-7814

平成30年3月30日作成

自宅で療養されている難病の方へ

訪問看護をご存知ですか？

訪問看護は、在宅での療養生活やリハビリが必要な方へ看護師やリハビリ等の専門家がご自宅へ訪問し、さまざまな医療サービスを行います。訪問看護は寝たきりの人だけが利用するサービスではありません。安心して快適な療養生活を送る上で、病気が進む前から訪問看護を利用してはいかがでしょうか。

こんなときに「訪問看護」を利用しましょう！

たとえば…

- 療養生活を考えると不安だらけでどうしたらいいの？
- 難病になってしまったけれど自宅でどんなことに気をつけて生活すればいいの？
- 退院してから容態が急変したらどうするの？
- ひとりでも自宅でリハビリできるのかな？
- 医療機器をつけて自宅に帰るから、定期的に管理に来てほしいけど？

訪問看護のサービス例

○病状や健康状態の管理と看護

病状の進み方を考え、変化を見すえた看護をします。

- ・体温、脈拍、血圧、呼吸
- ・痛み、息苦しさ、熱、不眠、便秘と下痢、身体のたるさ などをみます。
- ・点滴、たんの吸引、在宅酸素療法などの医療処置を管理します。
- ・24時間連絡体制をとっている訪問看護では、病状に変化があった場合、いつでも相談対応ができます。

○療養生活の世話、相談

- ・食事や運動、口の中のケア、排泄のケア、入浴の介助などをします。
- ・療養生活への助言を行います。

費用はいくらかかるの？

医療保険、介護保険を使った訪問看護は**指定難病医療費受給者証**による助成の対象です。利用する際は受給者証を必ず提示しましょう！

○介護保険対象者 1割負担の場合
1回（20分未満～90分以内）あたり

およそ 345円～1,243円^{※1} + 保険外料金^{※2}

○医療保険対象者 2割負担の場合
1回（90分以内）あたり

およそ 1,110円～1,310円^{※1} + 交通費等^{※2}

※1 平成30年3月現在の目安です ※2 交通費及び保険外の料金は受給者証による助成の対象になりません

例)

平成30年6月分自己負担上限額管理票					
日付	指定医療機関名	医療費総額 (10割分)	自己負担額	月間自己負担額 累積額	自己負担額 徴収印
6/1	A病院	6000円	1200円	1200円	印
6/1	B薬局	20000円	4000円	5200円	印
6/18	A病院	35000円	4800円	10000円	印
6/18	B薬局	20000円	0円	10000円	印
6/1～30	×△訪問看護	11100円	0円	10000円	印
上記のとおり月額自己負担上限額に達しました。					
日付	指定医療機関名				確認印
6/18	A病院				印

全ての医療機関を合わせて自己負担上限額まで支払います
(例は10,000円)

他の医療機関で、すでに自己負担上限額まで支払っていただければ、自己負担額は0円になります。その場合でも必ず管理票に記入していただください。

！指定難病医療費受給者証による助成を受けるための注意！

- ・助成を受けるためには、利用したい訪問看護ステーションを指定医療機関として保健福祉事務所に届けている必要があります（届けていない場合は医療機関の追加の手続きが必要です）
- ・指定難病医療費受給者証による助成の対象となるのは、記載された疾患に関わる訪問看護です。
- ・受給者証の自己負担限度額管理票に漏れなく（月ごとまとめてでも可）記載してもらうようにしてください。

○在宅でのリハビリテーション

- ・生活に必要な動きの訓練
- ・床ずれや肺炎などの予防
- ・呼吸や食べる機能の低下の予防
- ・関節の動きが悪くならないための予防

などについてリハビリや助言をします。

○住まいの療養環境の調整と支援

- ・ベッドまわりの医療機器の配置、薬の保管場所
- ・移動方法
- ・入浴や排泄に必要な福祉用具
- ・手すりを付けて段差をなくすなどの住宅改修

について助言します。

○家族の相談と支援

- ・介護方法の助言をします。
- ・他の職種と連携、橋渡しをします。
- ・急な病状の悪化を見すえた対応を家族に伝えます。
- ・緊急時の対応や看取りに関わる支援をします。

例) Aさん、筋萎縮性側索硬化症（ALS） 50歳

病名を聞いたとき、はじめて聞く病名に驚き、進行していく病気と聞いて今後の生活が不安だったため訪問看護に申し込みました。

訪問看護の看護師さんは、来るたびに、体の状態を確認しながら、不安な気持ちを聞いてくれ、リハビリについて教えてくれました。

食事が飲み込みにくくなってきた頃、病院を受診した時に、主治医から胃ろう（胃に管を入れて栄養を入れる）を作ることも考えておくこと、呼吸がしにくくなったら人工呼吸器（呼吸を補助する機械）をつけることも考えておくことと説明を受けました。

訪問の看護師さんに相談したところ、胃ろうや人工呼吸器の良い面と悪い面を丁寧に教えてくれ、親身に相談にのってくれました。

先日、急に呼吸が苦しくなったので、家族に訪問の看護師さんに電話してもらったところ、すぐに来て、主治医に連絡してくれ、乗り切ることができました。

今後、症状がどう進んでいくか分からず不安ですが、これからも看護師さんと相談していきます。

※架空の例です